

《小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧》

★原則、同一年度内の申請はできません。

★修理不能等により、用具の使用が困難となった場合はご相談ください。

種目	対象児童	性能	基準額
便器	常時介護を要する者	対象児童が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥(じよく)瘡(そう)の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	手すり、スロープ、歩行器等であって、おおむね次に掲げる性能を有するもの ア 対象児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	66,000円

		イ 転倒予防、立ち上がり 動作の補助、移乗動作 の補助、段差解消等の 用具となるもの	
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、 浴槽への入水等を補助でき、 対象児童又は介助者が容易 に使用し得るもの	99,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるも ので、対象児童又は介助者 が容易に使用し得るもの	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が対象児童の体位を 変換させるのに容易に使用し 得るもの	16,500円
車いす	下肢が不自由な者	対象児童の身体機能を十分 踏まえたものであって、必要 な強度と安定性を有するもの	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	対象児童又は介助者が容易 に使用し得るもの	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温 調節ができるもの	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著し く欠けて、がんや神経障害を起こ すことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580円 (年額)
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	対象児童又は介助者が容易 に使用し得るもの	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリ	173,250円

		ングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	
ストーマ装具（消化器系）	人工肛(こう)門を造設した者	対象児童又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520円 (年額)
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱(ぼう)胱(こう)を造設した者	対象児童又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160円 (年額)
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	対象児童又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700円 (年額)

【備考】

- 給付決定者が年度の途中から日常生活用具の給付を受ける場合の年額で基準額が定められている日常生活用具の基準額は、当該基準額を 12 で除した額に給付を受ける月数を乗じて得た額とする。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。